

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画の背景・目的

(1) 計画の背景と国の動向

生涯を通じて、健康で生き生きと自分らしく生活することは、すべての市民の願いです。健康づくりは、市民一人ひとりが自ら取り組むことが基本となりますが、地域や行政など社会全体で取組を進めることが重要となっています。我が国においては、生活環境の向上や医学の進歩などにより、世界有数の長寿国としての地位を確固たるものにしました。しかし、一方で、がんや生活習慣病が増加し、さらに超高齢社会を迎える中で医療費や介護費用の負担の増加が見込まれ、財政的な観点からも疾病予防や介護の負担を減らすための施策を推進することが求められています。

国は平成12年3月に「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」を目指し、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定しました。平成14年8月には、健康増進法を制定し健康づくりを支える法的整備を行いました。

その後、平成20年度からはメタボリックシンドロームの予防改善を目的とした特定健康診査、特定保健指導が開始されました。このほかにも、時代の流れに応じた健康づくりの対策が進められてきています。

こうした中で、平成24年7月に平成25年度から平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第2次）」が策定されました。ここでは基本的な方向として「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」「健康を支え、守るための社会環境の整備」「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」の五つが示されています。生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が、ライフステージに応じて健やかで共に支え合いながら、心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指しています。

(2) 東京都の動向

東京都では平成 13 年 10 月、健康日本 21 の地方計画として「東京都健康推進プラン 21」を策定しました。都民の健康寿命を実現するために早期発見、早期治療とともに発症予防に重点を置き、生活習慣病と寝たきりの予防に関する目標や健康づくり運動の推進方策などを示し、区市町村をはじめとする健康づくりに携わる関係者の取組を支援しています。

その後、平成 17 年度の間中間評価により、平成 18 年 3 月に平成 22 年度までを対象期間とする「東京都健康推進プラン 21 後期 5 か年戦略」が策定されました。ここでは重点的に対策が必要な都民の健康課題として「糖尿病の予防」「がんの予防」「こころの健康づくり」の三つを位置づけています。

平成 20 年 3 月には、医療構造改革に対応するため、平成 20 年度から平成 24 年度までを対象期間とする「東京都健康推進プラン 21 新後期 5 か年戦略」を策定しました。この中で、「糖尿病の予防」に新たに「メタボリックシンドロームの予防」を追加し、予防を重視した生活習慣病対策や健康づくりの気運の醸成などの取組を進めています。

そして、平成 25 年 3 月に国の「健康日本 21 (第 2 次)」を踏まえた「東京都健康推進プラン 21 (第二次)」が策定されました。計画の対象期間は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とし、5 年を目途に中間評価を行うこととしています。この計画では「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」を総合目標とし、この目標達成のために 3 領域・14 分野—領域 1「主な生活習慣病の発症予防と重症化予防」(4 分野①がん②糖尿病・メタボリックシンドローム③循環器疾患④COPD)、領域 2「生活習慣の改善」(6 分野①栄養・食生活②身体活動・運動③休養④飲酒⑤喫煙⑥歯・口腔の健康)、領域 3「ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備」(4 分野①こころの健康②次世代の健康③高齢者の健康④社会環境整備)の取組を進めていくこととしています。

（３）福生市の取組

福生市では、平成 15 年の健康増進法の施行を受け、福生市の健康増進計画を策定することとしましたが、計画策定に当たっては、平成 17 年 4 月に「市民の健康に関するアンケート」を実施し、公募で募集をした 12 名の市民ボランティアと職員が検討を重ね、平成 18 年 7 月に手作りの「健康ふっさ 21」計画を市民協働で策定しました。

この計画では、市民の健康づくりにおける施策を「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」「糖尿病」「循環器病」「がん」の 9 つの分野に分け、各々の分野別目標を掲げ計画を推進していくこととしましたが、健康づくり施策の 9 つの分野のうち、特に市民にとって重要な「食・体・心」の三つを重点分野として取組を進めることとしました。

健康づくりは市民一人ひとりの取組が重要であり、また「健康ふっさ 21」の目標実現のため、平成 19 年 1 月に町会・自治会からの推薦や各団体からの推薦、公募により集った市民ボランティアで構成された「健康づくり推進員の会」を立ち上げました。「健康づくり推進員」は第 1 期が平成 19 年 1 月から 3 年間で任期としてスタートし、現在、第 4 期メンバーが活躍をされています。

「健康ふっさ 21」の重点分野である「食・体・心」について、「健康づくり推進員」が中心になって取り組み、地域、市民に健康づくり活動が浸透してきています。

こうした経緯を踏まえ、今後も健康づくり活動をより一層進めていくために平成 28 年 7 月から、平成 37 年度までを新たな計画期間とする「健康ふっさ 21（第 2 次）」を策定するものです。

2 計画の基本理念

前計画の基本理念である「心も身体も笑顔で元気 みんなで築く健康のまち福生」については、『幸福に暮したいという思いは全市民共通のものである。この願いを実現するための第一条件が心と身体の両方が元気であることであり、みんなで支え合いながら笑顔の中で健康を増進していく』ということから定められました。この理念を未来に向けて更に推進し、健康寿命の延伸を大きな柱としていきたいと考え、「健康ふっさ21（第2次）」計画でも引き続き継承します。

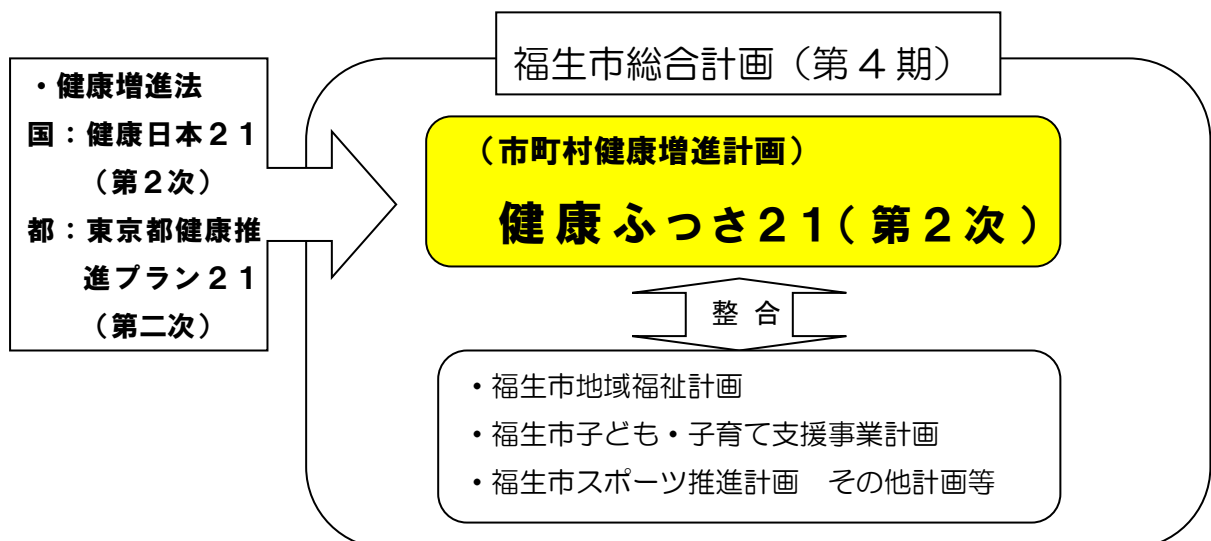
健康ふっさ21（第2次）基本理念

「心も身体も笑顔で元気 みんなで築く健康のまち福生」

3 計画の位置づけ

「健康ふっさ21（第2次）」は、健康増進法に基づき、国が策定した「健康日本21（第2次）」及び東京都が策定した「東京都健康推進プラン21（第2次）」を踏まえて策定する市町村健康増進計画として位置づけています。

本計画は、「福生市総合計画（第4期）」の分野別計画の一つに位置づけられ、地域福祉計画などの関連する他の計画、施策とも整合を図っていきます。



4 計画の期間

本計画は、平成 28 年度（平成 28 年 7 月）から平成 37 年度（平成 38 年 3 月）までの約 10 年間を計画期間とします。中間の平成 32 年度に中間評価を行い、目標達成状況や社会状況の変化等必要に応じて見直しを行います。

年度（平成）	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
健康ふっさ 21 （第 2 次）	（前期 5 年）				↑ 中間評価	（後期 5 年）				

5 計画策定の体制

福生市の特性に基づいた計画の策定を行うために、無作為抽出をした福生市民 2,000 名を対象に「福生市民の健康に関するアンケート」を実施し、国、都や各市、他自治体等が発行している資料の分析を行いました。

また、「健康づくり推進員会議」にて、各健康づくり推進員から意見を聴取し、庁内管理職員等をメンバーとした「健康づくり事業推進会議」を開催し、計画内容等の検討を行いました。

「福生市民の健康に関するアンケート」の実施内容

対象者	市内に住所を有する 20 歳以上の男女 2,000 名を無作為抽出により選出
調査方法	配布、回収とも郵送による。
調査実施機関	平成 27 年 7 月 1 日から 8 月 1 日まで
回答結果	送付数 2,000 通 回答数 741 通（有効回答数 738 通） 回答率 37.1%（有効回答率 36.9%）

計画の素案については、市役所、公共施設等の窓口での閲覧と、市ホームページで公開し、パブリックコメントを実施しました。